

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 情報通信機器を用いた診療について

当院では、オンライン診療など情報通信機器を用いた診察をおこなっております。遠隔においても、診察から薬の処方まで一貫した診察を提供することが可能です。

ただし、初診においては、向精神薬の処方はいたしませんのでご了承ください。

2. 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行しております。公費負担の医療受給者で自己負担のない方についても、明細書を発行しております。

なお、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨をお申し出ください。

3. 医療情報所得加算について

当院では、オンライン資格確認をおこなっております。受診される患者さまに対して、オンラインにより受診歴や薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し、診療をおこなっております。

4. 医療DX推進体制整備加算について

当院では、以下の取り組みにより医療DXを促進しております。

- ・ オンライン資格確認等システムにより所得した診療情報を診療に活用
- ・ マイナ保険証の促進
- ・ 電子処方箋の発行及び国等が提供する電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを今後導入する為に準備を進めております

医療DXを推進し、より質の高い医療をおこなうための十分な情報を取得し、診療において活用しております。

※医療DXとは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察、治療、薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることです。

5. 生活習慣病管理料について

当院では、生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を整えております。症状に応じて、28日以上長期投与またはリフィル処方箋の交付が可能です。ご希望があれば、その旨をお申し出ください。

6. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

7. 機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」として、必要に応じて次のような取り組みをおこなっております。

- ・ 受診している他の医療機関や処方されているお薬をお伺いし、必要なお薬の管理を行います。
- ・ 必要に応じて専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・ 保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じています。
- ・ 夜間・休日等の問い合わせへの対応に応じています。

8. 後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品とも呼びます）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れたあとに発売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。これら、後発医薬品を積極的に採用し使用しております。

9. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みをおこなっております。取り組みの一環として、後発医薬品がある場合は一般名処方を実施しています。一般名処方により、必要な医薬品を提供しやすくなります。

※一般処方とは、「商品名」では「有効成分」を処方箋に記載することです。このことにより、供給不足の薬であっても、同じ有効成分の薬を提供しやすくなります。

10. がん性疼痛緩和指導管理料

当院では、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に従って、緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行います。

以下の施設基準を届け出ています。

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

呼吸器リハビリテーション(Ⅰ)、がん患者リハビリテーション料

心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、認知症ケア加算2

療養病棟療養環境加算1、療養病棟療養環境加算2

入退院支援加算1、薬剤管理指導料、データ提出加算1・3

情報通信機器を用いた診療に係る基準

診療録管理体制加算3、感染対策向上加算3・連携強化加算、機能強化加算

療養病棟入院基本料在宅復帰機能強化加算、経腸栄養管理加算

別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

在宅がん医療総合診療料、がん治療連携指導料、がん性疼痛緩和指導管理料

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

後発医薬品使用体制加算2、地域連携診療計画加算、検査・画像情報提供加算

電子的診療情報評価料、下肢創傷処置管理料、CT撮影、酸素の購入単価

医療安全対策加算2、医療安全対策地域連携加算2、医療情報所得加算

医療DX推進体制整備加算、外来・在宅ベースアップ評価料(1)

入院ベースアップ評価料(30)

当院の2階病棟(29床)は、医療保険の地域包括ケア入院医療管理料1を届出しています。

急性期病院退院後の患者さんや在宅療養していて病状が悪化した軽度急性期の患者さんに対して回復期の医療・リハビリテーションを提供しています。

当院の3・4階病棟(52床)、2階病棟(10床)は、医療保険の療養病棟入院基本料1を届出しています。

主として、医療の必要性が高く長期の療養を必要とする患者さんに対して慢性期の医療を提供しています。

入院時食事療養(I)、入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は18時以降)、適温で提供しています。

2階病棟では、1日に8人以上の看護職員、1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当りの受持ち数は9人です。看護補助者については11人です。
- 夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当りの受持ち数は17人です。看護補助者については33人です。
- 深夜1時～朝9時まで看護職員1人当りの受持ち数は17人です。看護補助者については33人です。

3・4階病棟では、1日に9人以上の看護職員、1日に9人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 朝9時～夕方17時まで看護職員1人当りの受持ち数は11人です。看護補助者については8人です。
- 夕方17時～深夜1時まで看護職員1人当りの受持ち数は28人です。看護補助者については55人です。
- 深夜1時～朝9時まで看護職員1人当りの受持ち数は28人です。看護補助者については55人です。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、希望される方については、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。発行を希望される方は会計窓口にてその旨お申し付けください。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

医療法人 阪南会 天の川病院

療養の給付と直接関係のないサービス等の費用 (保険外負担費用)

(消費税総額表示)

- ・診断書料(生命保険診断書) 3300 円
- ・診断書料(障害年金診断書) 5500 円
- ・死亡診断書 3300 円
- ・入院証明書 1100 円
- ・通院証明書 1100 円
- ・インフルエンザ予防接種料 3300 円
- ・肺炎球菌ワクチン接種料 8800 円
- ・オンライン診察における予約や受信等に係るシステム利用に要する費用、及び電話やテレビ画像等の送受信にかかる費用 1回 500円

病衣代	1日	80 円	シャンプー	1ヶ月	70 円	ストローコップ	1個	440 円
クリーニング代	1日	440 円	単一乾電池	1本	176 円	うがい受け	1個	200 円
理髪代	1回	2000 円	単二乾電池	1本	132 円	吸い飲み	1個	340 円
テレビ使用料	1日	110 円	単三乾電池	1本	66 円	ウェットティッシュ	1個	120 円
ラジオ使用料	1日	55 円	単四乾電池	1本	77 円	エコパック	1個	120 円
ティッシュ	1箱	80 円	切手		実費	食事用エプロン	1枚	850 円
入れ歯洗浄剤	1箱	700 円						